

全国森林環境税の創設に関する意見書

我が国の地球温暖化対策については2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

このような中、与党は、平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」との方針を示したところである。

一方、本市では、従来からエネルギー起源CO₂排出抑制策や都市緑化推進などの地球温暖化対策に係るさまざまな取り組みを進めてきた。とりわけ、市内のまとまりのある森林・農地の保全、緑化の推進など、本市独自の施策として積極的に緑の保全・創造の取り組みを着実に進めてきたところである。

よって、政府におかれては、森林環境税（仮称）の創設に当たって、森林吸収源対策における地方団体の役割や新たな税制等の仕組みに関し、指定都市を含めた地方団体の意見を十分に反映させ、結論を得るよう配慮することを要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣

宛て

横浜市会議長

松本 研